

<研究ノート>

東京裁判の記録・図書に

ついてのおぼえがき

住 谷 雄 幸

はじめに
裁判記録
起訴状
法廷速記録
和文速記録
英文速記録索引
判決書
パール判決書
英文判決書
その他の裁判資料
図書

はじめに

丸山真男は、敗戦の翌年、雑誌『世界』5月号に、「超国家主義の論理と心理」を発表した。これは、日本国家主義を精神構造の面から分析したものととして論壇に大きな反響をよびおこしたが、ついで、日本フェシズムの解明にとりくみ、1946年、雑誌『潮流』5月号に、「軍国支配者の精神形態」を発表した。丸山真男がこの論文において、軍国支配層の意識形態と行動様式の特質を究明するにあたって、極東国際軍事裁判(以下東京裁判と記す)の公判における供述書や陳述をひんばんに引用していることは周知の事実である。彼は、東京裁判の公判速記録を、当時鈴木貞一被告担当の副弁護人であった戒能通孝から借りて利用した¹⁾が、こ

の速記録の資料としての評価を、1956年、『現代政治の思想と行動』の補註の中で、次のように述べている。

「この論文が書かれた当時において、極東軍事裁判記録は、1930年以後の日本の政治・経済および社会過程について、これまでわれわれの眼から遮断されていた膨大な資料を一挙に明るみに出した点で、画期的な意味もっていた(今日でもこれほど包括的に集成されたものはない)ので、これを全面的に利用したい衝動は私にとってきわめて大きかった。」(上巻 p.199)

たしかに、東京裁判においては、それまで極秘とされていた満州事変から敗戦にいたる政治や外交等に関する多くの貴重な資料が証拠として提出された。そして、言語を絶する惨禍をもたらした太平洋戦争が国際法に違反する侵略戦争であり、また、戦争法規に違

反し、人道に反する罪を伴った犯罪的戦争であるとして、その最高責任者25名に対して絞首刑、終身刑、有期刑の判決が宣告された。

この裁判に対する評価は、実に多様である。家永三郎は、『太平洋戦争』の中で、次のように述べている。

「この裁判については、戦勝国が自分たちの責任を棚上げにして戦敗国の責任のみを一方的に問うている点、事後法による処罰が罪刑法定主義にふれる点など、道義上・法律上の難点をふくんでおり、弁護人清瀬一郎の弁論やインド代表の判事パールの少数意見などで、それらへの反対をふくめた批判がなされている。もし、日本国民自身の自発的意志により、戦争に対する法律上の責任追究がなされたならば、それらの難点は解消し、もっとすっきりした形で判断されることが可能であったはずであるが、そのような試みはなされず、戦争に関する法律上の責任問題は、単に極東軍事裁判の当否ということのみに限定されたまま今日にいたった。」(p.5)

以下、当館所蔵の資料を中心に、東京裁判の記録や図書について解説を行なうが、これらの資料が一人でも多くの人々に利用され、東京裁判の残した財産を共有することに役立てば幸である。

裁判記録

東京裁判の記録は、起訴状・公判速

記録・判決書だけではなく、法廷に提出された証拠・却下された証拠・未提出の証拠などからなる膨大なものである。当時嶋田繁太郎被告担当の弁護人であった滝川政次郎は、次のように述べている。

「この舞台では、前満洲国皇帝溥儀氏を筆頭に世界の各地から召喚された419人の有名無名の証人が、証言台に立って一役を演じた。この裁判に要した費用は数十億円に上り、書証として受理された文書だけでも4,336通の多きに上っている。却下せられた書証やその準備に費された紙の量は、その数倍に上っている。審理の記録は、英文48,412頁という膨大なものであって、東京裁判の史料は、文字通り汗牛充棟も畜ならずである。」²⁾

以下、順をおって、当館所蔵の資料によって、記録の解説を行なってみよう。

起訴状

1946年4月29日、巣鴨拘置所で、戦犯容疑者たちが、天長節を祝い、宮城遙拝を行なったその日、起訴状は手交された。東条元首相をはじめとする28人がA級戦犯罪として起訴されたのである。その訴因は、第一類平和に対する罪、第二類殺人および殺人共同謀議、第三類通例の戦争犯罪および人道に対する罪の3種類にわけられ、訴因は全部で55項におよんでいた。

「以下本起訴状の言及せる期間に於て、日本の対内外政策は、犯罪的軍閥

に依り支配せられ、且指導せられたり。斯る政策は重大なる世界的紛争及び侵略戦争の原因たると共に、平和愛好諸国民の利益並に日本国民自身の利益の大なる毀損の原因をなせり」という文句に始まる起訴状の全文は、次の資料に掲載されている。

『戦犯起訴状 付極東国際軍事裁判所条例』 日本タイムス社 1946年
96, 57p (329. 49-R18 s)

これには、英文による起訴状の全文も併記されている。

『東京裁判 上巻』 朝日新聞社法廷記者団 東京裁判刊行会 1962年
pp. 102~155 (329. 49-A839 t)

法廷速記録

起訴状の交付から3日おいて、5月3日、市ヶ谷の旧陸軍省の講堂を改造した法廷で、東京裁判は開廷された。

「躑躅の花、白く、赤く、土堤の青草の中で匂っていた。その土堤に沿ってのぼるコンクリートの坂道は『東京法廷』への道である。」

この書き出しで始まる朝日新聞社法廷記者団著『東京裁判』(12頁参照)は、裁判の経過を要領よくまとめたレポートであるが、公判の全貌は、速記録による以外はない。公判は1948年4月16日に終了したが、公判速記録は、『極東国際軍事裁判速記録』として印刷され、裁判関係者に配布された。これは、極東国際軍事裁判所言語部翻訳のもので、国会議事録のような体裁で第1号から第416号まで、大蔵省印刷局

によって印刷されたものである。この作成の様相については、当時荒木貞夫被告の弁護人であった菅原裕の記述が参考となろう。

「事務的には、さすがに英米式に洗練された処理ぶりを見せ、記録の整備には驚嘆すべきものがあった。法廷速記も英文の方は爪を赤く染めた婦人速記者が小さいステノグラフを緩やかな速度で叩いているが、途中で、先刻の弁論の個所を読んでくれと命ぜられればたちどころにすらすらとテープを繰って読みかえして行く。これに反して日本文の速記は国会の選り抜きの速記者たちが来ているのに、最初はすぐに読みかえすことすら困難であった。

ことに決定的に頭をさげたのは、英文速記録はその日の中に整理され、アメリカ人弁護人や検事は、午前中の相手方の弁論の速記録を読みながら、昼食をとり、秘書を呼んでタイプを打たせ、午後の法廷では、それを見て弁論をすることができるのに、日本文の速記録は二十日ないし一か月かからねば弁護人の手に渡らなかつたことである。これでは事務的にも無条件降伏するほかない。」⁽³⁾

公判は、次の順序で行なわれた。

裁判長開廷挨拶、起訴状 (Indictment) 朗読、裁判長に対する忌避申立 (Challenge)、罪状否認 (Arraignment)、管轄権に対する弁護側緊急動議 (Urgent Motions)、首席検察官冒頭陳述 (Opening Statement)、検察側立証段階 (証拠の提出および証人の訊問)、弁護側冒頭陳述、

弁護側立証段階, 検察側反証(Rebutal),
弁護側再反証, 検察側最終論告(Sum-
mation), 弁護側最終弁論, 検察側最終
意見(Reply)

和文速記録

前述の『極東国際軍事裁判速記録
(*Japanese Record of Proceedings of the
International Military Tribunal for the
Far East*)』は, 上野図書館の雑函(逐
次刊行物扱)と国立国会図書館のNDC
分類(図書扱)のものが, それぞれ欠号
をもちながら二分されていたが, 新館
移転後, 筆者の助言により, 一本化さ
れ, 欠号のない1セットを11冊に整本
して現在所蔵されている。利用の便宜
上, 製本ごとの内容を記しておこう。

- 1 1号(昭21. 5. 3) ~
59号(昭21. 8. 30)
- 2 60号(昭21. 9. 3) ~
102号(昭21. 10. 31)
- 3 103号(昭21. 11. 1) ~
142号(昭21. 12. 31)
- 4 143号(昭22. 1. 2) ~
187号(昭22. 3. 25)
- 5 188号(昭22. 4. 2) ~
227号(昭22. 5. 29)
- 6 228号(昭22. 6. 2) ~
261号(昭22. 8. 29)
- 7 262号(昭22. 9. 2) ~
305号(昭22. 10. 31)
- 8 306号(昭22. 11. 3) ~
345号(昭22. 12. 31)
- 9 346号(昭23. 1. 2) ~
382号(昭23. 2. 27)
- 10 383号(昭23. 3. 1) ~

405号(昭23. 3. 31)

11 406号(昭23. 4. 1) ~

416号(昭23. 4. 16)

ただし, 1~11の番号は背文字に付
されていないので, 後述の索引により
必要とする公判日を探し, それが含ま
れている巻を請求されたい。

なお, この速記録の複製版は, 1968
年, 雄松堂から全10巻(含判決速記録)
で刊行されたが, 当館では, この複製
版は所蔵していない。

また, 極東国際軍事裁判公判記録刊
行会編『極東国際軍事裁判記録』が富
山房から1948年から1949年にかけて,
「第1 検事側綜合篇」「第2 検察官
側立証満洲関係篇」(329.49-Ky9952)の
2冊が刊行されたが, 未完に終わっ
ている。

英文速記録

当館は, 同法廷で和文の速記にあた
った衆議院速記部から英文速記録の寄
贈をうけ, *Record of Proceedings of
the International Military Tribunal
for the Far East* という背文字で106
冊に製本したが, 1~1620, 2948~4656,
11535~12478, 12717~13480, 14021~
16995, 31313~31967, 35812~36362,
40910~41112頁の部分は欠頁が多く利
用できない(A191-9)。

そこで, 1969年, アメリカ議会図書
館で作成したマイクロ・フィルム版36
リールを, 政治史料調査会の予算で購
入し, 現在, 憲政資料室に保管されて
いる(K13-1)。このタイトルは, *In-*

ternational Military Tribunal for the Far East. Proceedings で、公判部分（1～48412頁）の全部を含むが、判決は含まれていない。

索引

和文8,146頁、英文48,412頁におよぶ速記録の利用の手段として、次の索引がある。

『極東国際軍事裁判記録 目録及び索引』

朝日新聞調査研究室編刊 1953年
314P (329.49-A839k)

朝日新聞社が東京裁判資料の収集を計画したのは1947年に入ってからである。この計画を考えたのは、当時調査研究員であった森恭三であった。森恭三は、資料収集の計画をたてるにいたった動機を次のように述べている。

「わが国が、なぜ あのような戦争をはじめ、ついには国をほろぼすにいたったか、その過程を あきらかにしておくことは、われわれが子孫にたいしておう 大きな責務といわねばならない。ことに、新聞人として、この間十年あまり、主観的には あるいは個々の的には けんめいの抵抗をこころみながらも、客観的 また全体としては 報道・批判の任務を十分にはたしえないまま 流されていった責任を痛感し、ふたたびこんな過ちをくりかえすまいと ふかく心に期した その気持のあらわれとして、この暗黒時代に関する資料を あつめはじめたのであ

った。」(まえがきp.3)

それは、敗者を被告とする軍事裁判という限界を意識しつつ、占領軍の絶対命令によって可能ならしめた歴史的事実の究明を高く評価したからにはほかならない。

同社の法廷記者野村正男が、南次郎被告担当の弁護士岡本敏夫弁護士から入手した資料を始めとして、幾人かの日米弁護人の熱心な協力により収集は続けられた。法廷から印刷物などを持ち出すことはきびしく制限されていたが、その困難な状況を克服して、調査研究室のスタッフは、ほぼ完全に関係資料を収集した。こうして収集した歴大な資料を分類整理し、1950年から約2年にわたり、詳細な目録と事項索引を作成し、これを印刷したのが本書である。

実例 <石原莞爾の訊問書>

この索引の利用のしかたについては、同書に5頁にわたる解説が付されているが、石原莞爾のいわゆる酒田臨時法廷での訊問書を例にして具体的に説明してみよう。

石原莞爾は、「かつて第16師団をひきいて満洲に移駐すると言ひ、あるいは立命館大学で国防学を講じ、ナポレオン戦略を論じ、のちには例の東条人事で退役となって東亞聯盟の総帥となり、世界最終戦略を主唱したという変わった人物」⁽⁴⁾であるが、満州事変の際の関東軍作戦参謀であり、事変の内幕を知る重要証人として出廷を期待されていたが、戦後は山形県飽海郡の吹浦

海岸で病床に臥し、出廷は不可能な状態にあった。1947年4月25日、極東国際軍事裁判所は異例の出張訊問を行なった。「石原訊問のためにはRTOによって特別列車が仕立てられ、ノースクロフト・ニュージーランド判事をはじめ、検事はダニガン氏、弁護側はワレン・マタイス・レヴィン氏ら、日本側岡本(敏)・阪埜・金内・佐々川氏らが同行し」⁽⁵⁾これに多くの記者団が加わり、酒田市の商工会議所階上を臨時法廷として開設することとなり、石原莞爾に対する訊問は、5月1日から2日にかけて行なわれた。新事実があらわれるのではないかという期待にもかかわらず、「満州事変は陰謀ではなく、本庄関東軍司令官の承認と意志にもとづいた自衛権の発動だ、と主張してゆずらず、しかもその返答ぶりは、明らかに検事をからかっているとしか思えなかったのである。」⁽⁶⁾

この酒田臨時法廷での訊問書が速記録の何処に掲載されているかを調べるため、同書の巻末の索引で石原莞爾の項をひくと、次のように記されている。

石原莞爾 訊問書 2Min10

つまり、同書の本文の2M(1947年4月2日の略)のところに掲載されているということである。2Mの中の「(8)奉天事件前後の事情に関する弁護側証人」の項の中のin10の部分を見ると、次のような記載がある。

in10 (イ) 14N11 石原莞爾, WD 12-22098
関東軍参謀 (29-3~32-8)

(ロ) #11a=D.....=E2584 11-22095
石原莞爾訊問書

(ハ) #11b=D886=E2584 Aff

- 1) 満州事変前の一般情勢
- 2) 事変当時における関東軍の作戦準備
- 3) 作戦準備と部外者との関係
- 4) 九・一八事件突発と関東軍司令官の決心部署
- 5) 不拡大方針にもとづく中央部の処理
- 6) 満洲問題解決と軍事的見解

(ニ) 15N1=DX 1-22135

- 1) 撫順中隊長の行動
- 2) 現地と中央の不一致
- 3) 板垣の行動

(ホ) #1a=CX 4-22157

- 1) 重砲二門を装備した事情
- 2) 九・一八攻撃命令の責任者
- 3) 建川派満の理由
- 4) 朝鮮軍の増援を要求
- 5) 錦州爆撃

これは、次のことを意味する。(in10, 14N11, 15N1 等についてはあとで説明する。)

(イ) 石原莞爾(1929年3月から1932年8月まで関東軍参謀)が、1947年5月14日(14N)の法廷で、弁護側証人(WD=Witness for Defence)として採用されたこと。

(ロ) 彼の訊問書は、同日の法廷で弁護側の証拠として提出され(無番号)、法廷証拠(E=Exhibit in Evidence)2584号として受理されたこと。

(ハ) 彼の宣誓口供書(Aff=Affidavit)も同じ日の法廷で、弁護側証拠886号として提出され、法廷証拠2584号として受理されたこと。その内容は、1)~6)の各項目にわたっていること。

(ニ) 石原莞爾に対する直接訊問(DX=Direct Examination)および(ホ)その反対訊問(CX=Cross Examination)は、

1947年5月15日(15N)の法廷で報告されたこと。

そして、(イ)は和文速記録1947年5月14日の12頁以下に、(ロ)および(ハ)は同11頁以下に、(ニ)は1947年5月15日の1頁以下に、(ホ)は同4頁以下に記載されていること。また、(イ)は英文速記録の22,098頁以下に、(ロ)および(ハ)は22,095頁以下に、(ニ)は22,135頁以下に、(ホ)は22,157頁以下に記載されていること。(和文速記録は審理の日ごとに頁が付され、英文速記録は通し頁である。)

さらに、速記録に記載されている法廷証拠は、異議を申し立てられ、削除されている部分もあるので、提出された証拠そのものを見るには、14N11, 14N11 a, 14N11 b等の整理番号をもった東京朝日新聞調査研究所蔵の弁護側資料を見ればよいことを示している。

また、冒頭に in10 と記されている in (insertの略) は挿入のことである。つまり、法廷における証拠の提出は、検察側にしろ、弁護側にしろ、自己の主張する論理の組立てにしたがってなされるのが本来の姿であるが、東京裁判では、審理を迅速に行なう必要から、準備のできた証拠をまず先に提出し、準備の整わない証拠を後廻しにした。この結果、時期的にずれて証拠が提出された場合、これらの証拠を本来提出されるべき場所に挿入したことを示す記号が in なのである。この例で言えば、先にのべたように、1947年5月1日・2日の酒田臨時法廷で証人訊問が

行なわれ、1947年5月14日・15日の法廷で証拠として提出されたが、これは1947年4月2日(2M)に提出されるべきであったから、2Min10として、2Mに挿入されているのである。

(なお、14N11, 2Min10等の末尾の数字11, 10等は、その提出・挿入された順序を示す数字を意味するが、速記録の利用には直接関係はない。)

判決書

1947年11月4日、5日、8日から12日ののべ7日間にわたる法廷で、判決文は朗読された。7名の絞首刑、16名の終身刑、2名の有期刑の宣告であった。しかし、法廷で朗読されたのは、多数派判決で、ウェッブ裁判長の別個意見、フィリピン代表ヘラニョ判事の同意意見、フランス代表ベルナル判事の反対意見、オランダ代表ローリング判事の反対意見、インド代表パール判事の全面的反対意見は、弁護側の要請にもかかわらず、法廷では朗読されなかった。レポート『東京裁判』では、次のように記している。

「多数判決が読まれ、刑の宣告が行なわれた後、やや時日を経て、少数意見書は記者団と弁護人に手渡されたのだが、その内容に接して、驚く人が多かった。というのは、多数派判決は、一読した感じは検察側冒頭陳述の域を出てない性格のものであるのに比し、インド代表パール判事の反対意見は、その量において多数派判決を凌駕するものであり、質において、高い見識をも

って貫かれ、一種の文明批評の性格を持ち、これこそ正しく歴史的文献という感を禁じえないものであったからである。それゆえにこそ占領下においては朗読に通じなかったといえるのであろうが、パール判決書のみならず、フランスのベルナル判事のそれ、オランダのローリング判事の長文の意見書、それにウェップ裁判長の別個意見も、なかなか興味深いものを持っていたのである。この少数判決が朗読されなかったことの意味するものは、決して小さなものということとはできない。」

(下p. 47)

この判決文は、米陸軍省軍属9名、日本人26名からなる翻訳団に、法律用語翻訳のために横田喜三郎東大教授、判決文を平易なものとするために林大文部省国語課員などが加わって翻訳された⁶⁾『極東国際軍事裁判所判決』として関係者に配布されたが、当館はC I Eなどから寄贈を受け、13冊または9冊に製本し、2部所蔵している。(a 327-15, 329. 49-Ky41ウ)

公刊の資料としては、前述の朝日新聞法廷記者団『東京裁判 下』(pp. 56～935)には、小数意見を含めて、ほぼ全文掲載されているので、それによるのが便利である。

なお、多数派判決は、毎日新聞社から『東京裁判判決—極東国際軍事裁判所判決文』(316頁)(a 327-19, 329. 49-Ky41-3ウ)が1949年に刊行されている。

パール判決書

「時が、熱狂と偏見をやはらげた暁には、また理性が、虚偽からその仮面を剥ぎとった暁には、そのときこそ、正義の女神はその秤を平衡に保ちながら、過去の賞罰の多くに、その所を變えることを要求するであろう。」

この言葉をしめくりとするパール判決書は、関係者には配布されたが、占領期間中は、活字にすることは禁止されていた⁶⁾。1952年4月28日、日米講和条約発効のその日、田中正明編で『日本無罪論—真理の裁き—』(275頁)(329. 49-cP15n-T)という書名で、要約されたパール判決が、鶴見祐輔社長の太平洋出版社から刊行されたのが、活字となった最初のものである。

ついで、その年の11月、『読日本無罪論』(626頁)(329. 49-cP15n-n)として、下中弥三郎の主宰する日本書房から刊行された。

1966年、東京裁判研究会著『共同研究 パール判決書—太平洋戦争の考え方—』が同会から、東京裁判20周年記念出版として刊行された。東京裁判研究会は、元朝日新聞政治部記者佐山高雄が代表で、一又正雄・角田順・阪埜淳吉・豊田隈雄・井上忠男の諸氏が同人として名をつらねている。本書は、第1編太平洋戦争とパール判決、序章パール判決の意義(田岡良一)第1章パール判決の背景(一又正雄)第2章パール判決書の内容(一又正雄)第3章パール判決書と昭和史(角田順)第4章パール判決書と東京裁判の証拠及び手続

(阪埜淳吉), 第2編パール判決書(正文), 第3編資料(パール博士の人となりと業績, 関係条例と年表, パール判決書索引). からなる大部なもので, 判決書は147~727頁に掲載されている。(329.49-cP15p)

なお, パール判決に関しては, 次の図書も刊行されている。

- 田中正明『パール博士の日本無罪論』
 慧文社 1963年 214p
 (329.49-Ta762p)
- 同『日本無罪論』新人物往来社 1972年 260p (GB531-22)

英文判決書

当時オランダ代表判事で, 現在グローニンゲン大学の教授である B.V.A. Röling とアムステルダム大学の C.F. Rüter 教授との共編で, 少数意見も含めて判決の全文が収められた次の資料集が刊行される予定である。公刊されるものとしては, これが初めてである。(1972年9月刊行の予定とつたえられたが, 現在, 現物を手にしていない。)

The Tokyo Judgement; The International Military Tribunal for the

Far East, November 12, 1948. 2V.
 University Press Amsterdam.

その他の裁判資料

すでに述べた起訴状・公判速記録・判決書以外に, 裁判資料としては, 提出された証拠・却下された証拠などがあるが, それらの量と内容は, 別表のとおりである。

別表でも分かるとおり, 弁護側から提出された書証等に採用されなかったものが多い。清瀬一郎は, 次のように記している。

「弁護人提出の証拠は法廷証2283号より同3915号までの1633通に過ぎない(しかもその内に検事の出した反駁証拠も含む)。しかし実際に提出しながら却下されたものは多数ある。これらの証拠中には非常に有益なものが多いが, これ等は数十人の提出弁護士の筐底に残るのみで, つい紛失が憂えられておった。」⁽⁹⁾

当館では, これらの資料をほとんど収集していないが, それらを収集しているのは, 次の諸機関である。

表

		各被告人に共通のもの		被告人別のもの	計
		検察官側のもの	弁護人側のもの		
採用された証拠書類等	和文	2,266通	922通	727通	3,915通
	英文	2,271通	910通	734通	3,915通
採用されなかった証拠書類等	和文	306通	1,527通	667通	2,500通
	英文	300通	1,546通	654通	2,500通

(法務年鑑 昭和45年版)

〈朝日新聞東京本社調査研究室〉

朝日新聞社がすぐれたレポート『東京裁判』を刊行するとともに、裁判記録の収集にとりくんだ経過については既に詳述したが、裁判の進行中にいち早く、収集を始め、その後整理し、目録および索引を刊行した努力は高く評価されるべきであろう。現在、記録は686冊(1冊200~250頁)に製本され、東京本社の調査研究室の書庫に保存されている。

なお、同社では、現在、完全な裁判記録・資料の刊行計画が検討されているが、これが実現すれば、誠に喜ばしいことである。

〈法務大臣官房司法法制調査部〉

法務省は、1955年から収集を始めたが、そのいきさつについては、次の記述が参考となろう。

「東京裁判では被告の一人であった賀屋興宣君は、釈放後、代議士に当選し、法務大臣となった。その時、賀屋君は東京裁判の記録の散逸を憂え、法務大臣官房に『司法法制調査部』を置き、東京裁判記録を調査せしめた。この調査の結果、却下された被告証拠中ただ今までに750通ほどが発見され回収された。」⁽¹⁰⁾

その後も収集を続け、検察側および弁護側提出の書証の大部分を収集し、現在、朝日新聞東京本社のそれとともに、もっともよく収集・整理されているとあってよいであろう。

1966年3月、司法法制調査部で収集

したいいわゆるBC級軍事裁判記録等を含めて、『戦争裁判記録関係資料目録』(243頁)を謄写印刷で刊行したが、当館には納本されていない(当課には事務用として保管されている)。しかし、これには内容細目はなく、利用上は、同部編刊の次の目録が便利である。

『極東国際軍事裁判資料目録』1971年 429p 25×36cm (YQ1-7)

これは、司法法制調査部が収集した裁判資料7,452点を裁判の進行順序に従って分類整理し、資料名・提出または陳述年月日・資料番号・法廷証拠番号・速記録の年月日および頁・証人の氏名・整理番号等の各欄からなる一覧表にしたものである。

〈最高裁判所図書館〉

GHQが日本を引き揚げる際に、寄贈したものを中心に、収集・整理したもので、1,099冊に製本されている。この資料だけの目録はないが、和文については、『最高裁判所図書館法律図書目録 和書の部 第2分冊』(1965年刊)英文については、*A Catalogue of the Law Collection in the Supreme Court Library* (1959年刊)に内容が記載されている。

〈早稲田大学図書館〉

永野修身被告担当の弁護人奥山八郎、土肥原賢二被告担当の弁護人太田金次郎、星野直樹被告担当の弁護人右田政雄三氏の所持する資料の寄贈をうけ、整理したもの。『早稲田大学図書

館紀要 5号』(1963年12月刊)に、中沢保編「^籠極東国際軍事裁判記録目録」(pp. 225~247)が掲載されている。ただし、収集された資料には、ある程度の欠落が見受けられる。

<東京大学社会科学研究所>

1966年以降、橋本欣五郎被告担当の弁護士金瀬薫二、小磯国昭被告担当の弁護士三文字正平両氏所持の資料の寄贈を受け、整理したもの。『東京大学社会科学研究所蔵 極東国際軍事裁判記録「検察側証拠書類」目録』(190頁, A191-4)が1971年に、『同「弁護側証拠書類」目録』(212頁, A191-4)が1972年に刊行され、ひきつづき、「総記編」(「目録および索引類」と「公判関係資料」)が謄写印刷で刊行される予定である。ただし、収集された資料には、ある程度欠落した部分が見受けられる。

<国学院大学図書館>

嶋田繁太郎被告担当の弁護士滝川政次郎氏所持の資料の寄贈をうけたもの。

<国立国会図書館>

1957年、幣原平和財団から寄贈をうけた資料の中に、『広田弘毅被告弁護関係資料』(製本9冊)が含まれている。この資料は、広田弘毅被告担当の弁護士であった守島伍郎氏より寄贈されたもので、次の内容からなる。

Interrogation of HIROTA Koki 1冊

口供書その他 1冊

弁護士弁護試案 1冊

守島調書 1冊

広田文書 1冊

枢密院会議筆記(日滿議定書調印ノ件)
1冊

戒嚴及戒嚴令 1冊

最終弁論 1冊

雑件・会計 1冊

守島伍郎については、重光葵『巢鴨日記』に次の記述がある。

「広田弁護士たりし守島(五郎)公使は、広田氏はどうせ有罪の覚悟にて、赤裸々に当時の陸軍の横暴専断を暴露して、其の事情を明かにする為め最善を尽すべきものにて、其際は軍人との妥協は一切排除せねばならぬと云う強硬な意見で、当時亜細亜局に於て軍部と悪戦苦闘した守島弁護士は、東京裁判に於ても軍部との間に最後の一戦を敢行する鞏固な決意を以て進んだが、広田氏が板垣の要請を容れて妥協するに及んで、遂に広田弁護人を辞表した。」(p. 273)

この弁護の過程を明らかにする意味では興味ある資料といえよう。

<その他>

1948年、米国議会図書館長は国務長官に対し、日本外務省の所蔵する主要な外交文書のマイクロ化を要求したことにより、1949年、G. W. ショーが主班として来日し、1951年にかけてマイクロ化を行なった。このマイクロ・フィルムは、米国議会図書館の写真複製部によって市販されているが、その中に、*Documents selected from those analyzed by the International Pro-*

secution Section, GHQ, SCAP (94リール)がある。これは、GHQ 国際検察局に保管されていた書証のファイルから 682 タイトルを選択して撮影したもので、この内容は、次の目録に掲載されている。

Checklist of Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, 1868~1945. Comp. by C.H. Uyehara. Washington, 1954. pp. 112~146. (016. 327-U97 c)

当館はこの文書のマイクロ・フィルムの一部(昭和期)を購入したが、この部分は未だ購入していない。

図 書

東京裁判に関する主な図書について、刊行年順に、簡単な解説を加えてみよう。

朝日新聞社法廷記者団『東京裁判 第1~8輯, 特輯』ニュース社
1948年~1949年 9冊
(329. 49-A839 t, 210. 75-A82ウ)

公判速記録を除いて、裁判の全容をつたえる唯一のレポートである。第1輯軍閥大陸へ侵攻す, 第2輯木戸日記抄, 第3輯被告日本の抗弁, 第4輯木戸外十一被告尋問, 第5輯嶋田外十二被告尋問, 第6輯最終論告・弁論一総論一, 第7輯最終論告・弁論一各論一, 第8輯判決篇, 特輯東条尋問録からなる。

『東京裁判 上中下』東京裁判刊行会
1962年3, 6, 9月 3冊

(329. 49-A839 t-t)

前者の保存版で、利用価値は高い。保存版に際して、基本的資料の補綴、判決編に2つの補足意見、フランス・オランダ両判事の反対意見書、パル判事の反対意見書が収録された。編者は、朝日新聞司法記者として著名であり、執筆に一貫して加わった野村正男である。ただ、上中下3巻を通した索引の準備がすすめられたが、刊行されていないのは残念である。

極東国際軍事裁判研究会『極東国際
軍事裁判研究 第1~3, 別巻』
平和書房 1947年4月~1948年5月
(a 327-18, 329. 49-Ky4ウ)

「この裁判は国際間の紛争解決の手段としての戦争を絶滅しようとの理想の現われであり、……この国際裁判の記録は国民必読の書といっても決して過言ではないであろう。

しかし信憑に値いする完全な記録と理解の徹底を得るがためには、高度の専門的知識と特別の組織化された努力を要することを知らねばならない」(発行のことば)という立場から、早稲田大学法学部の同人(大浜信泉・江家義男・一又正雄・水田義雄)と入江啓四郎で組織された極東国際軍事裁判研究会の編さんになるもの。各巻とも、基本研究, 裁判解説, 記録・資料, 法廷日誌の4部からなる。

基本研究は、第1巻 聯合国の戦犯処理方針(入江啓四郎), 戦争裁判構成の諸態様(水田義雄), 第2巻 国際法における戦争犯罪(-)(一又正雄), 英米

法における起訴手続(江家義雄), 第3巻 国際法における戦争犯罪(一)(又正雄), 英米法における「裁判上顕著なる事実」(水田義雄), 英米法における冒頭陳述(江家義雄)の諸論文である。

清瀬弁護人の冒頭陳述までの段階を含む第3巻が刊行されたが, 用紙の不足等により, それ以降は刊行されていない。なお, 別巻は, 『木戸日記一木戸被告人宣誓供述書全文一』(1947年11月刊 163頁) という 標題で刊行されたが, 木戸日記そのものではないという出版社のお詫びが付されている。

横田喜三郎『戦争犯罪論』 有斐閣
1947年7月 307p (法学新書)
(A191-1)

「平和に対する罪として, 侵略的戦争をひき起したことを処罰することは, 侵略的戦争が国際犯罪であることを前提としている。……国際法は戦争を適法なものとし, しかも国際紛争の解決の最後の手段として, いわば『最後の審判者』の地位においた。そうして, 全体をその立場から組みたてた。いま, この『最後の審判者』がその地位からひきおろされ, 逆に犯罪という烙印をおされて, 国際法の領域から追放されることになった。国際法の全体系の根本的な変動がそこに起らなくてはならない。まさに国際法の革命である」(はしがき)という立場から, 戦争犯罪について, 理論的な考察を加えている。東京裁判にも論及しているが, 起訴理由の解説が中心である。

1949年2月に増訂版(336頁)(a 327-

16)が刊行され, 東京裁判の判決にもふれているが, 当館所蔵のものは, その部分が落丁である。

柳下奏一等著『東京裁判報告 第3集 真珠湾』 唯人社 1947年
11月 319p (329.49-Y139 t)

東京新聞法廷記者団の筆になる東京裁判のレポート。第1集は「裁かれる日本」, 第2集は「アジア失樂園」, 第3集は「真珠湾」, 第4集は「天皇の立場」というサブ・タイトルで刊行されたが, 当館では, 第3集しか所蔵していない。第3集は, 第76回から第120回までの公判レポート。

団藤重光『刑法の近代的展開』
弘文堂 1948年2月 205p
(326.04-D25 k 2)

戦争犯罪の理論的解剖 pp. 159~
184

『潮流』1巻7号(1946年7月)に掲載されたもの。「個人の責任を問う戦争犯罪は, 国際法と世界市民法との両方にぞくし, 両方の共通の領域を形づくるもの」(p.166)という立場にたち, 大きな理想として国際平和の確立をかんがえるため, 現在の国際法の発達段階としては, 罪刑法廷主義の不適用, 責任論の修正はやむをえないと主張する刑法学者の筆になる戦争犯罪論である。

読売新聞社法廷記者共著『25被告の表情』 労働文化社 1948年4月
346p (329.49-Y752 n)

25被告の口供書を基礎とした東京裁

判のスケッチ。清瀬一郎の校閲で、同氏の「東京裁判の意義とその影響」(pp.9~23)が掲載されている。

小沢武二編『東京裁判写真記録—共同通信社提供 日本法廷写真記録—』 隆生社 1948年7月 図版24枚 (解説共) 23×31cm (329.49-O989t, 329.49-O97ウ)

高柳賢三『極東裁判と国際法—極東国際軍事裁判における弁論—』 有斐閣 1948年11月 137,111p (a 327-13, 329.49-Ta57ウ)

著者は、当時鈴木貞一被告担当の主任弁護人。第一部は検察側冒頭陳述の反駁弁論、第二部は検察側最終陳述の反駁弁論からなる。英文(111頁)が原文で、日本語(137頁)はその訳文。共同謀議罪、事後法、侵略戦争の個人責任等国際法に関する研究論文でもある。英文のタイトルは *The Tokyo Trials and International Law; Answer to the Prosecution's Arguments on International Law Delivered at the International Military Tribunal for the Far East on 3&4 March 1948.*

花山信勝『平和の発見—巢鴨の生と死の記録—』 朝日新聞社 1949年2月 319p (a 210-115)

著者は、当時東大教授で巢鴨拘置所の戦犯教諭師。その立場からみた東京裁判と被告たちの巢鴨生活の記録である。

同 改訂版 1970年5月 百華苑

349p (G B566-4)

日沢四郎『戦犯を追って三ヶ年』 鮎沢書店 1949年3月 157p (a 327-21)

毎日新聞社写真部カメラマンの印象記。

野村正男『平和宣言第一章—東京裁判おぼえがき—』 日南書房 1949年4月 251p (329.49-N934h, a 327-23)

著者は、朝日新聞法廷記者。大法廷の印象、記者席ノートの2編からなる。

滝川政次郎『東京裁判を裁く 上・下巻』 東和社 1952年8月, 1953年5月 上261p 下260p (329.49-Ta598t)

上巻は青表紙、下巻は赤表紙で刊行された。上下巻となっているが、第3冊以降は続巻、再続巻という形で刊行が予定されていたが、出版社が潰れ、2冊で刊行が中止されたため、「検察側立証」の項で終わっている。

著者は、当時嶋田繁太郎被告担当の弁護人で、東京裁判を批判するという立場で書かれた図書としては、最初のものである。著者は後年、この図書について、次のように述べている。

「私は、一般の日本人でも、東京裁判の判決がどう間違っていたかがよく解かるように説いた。東京裁判で論議された管轄権の問題、自衛権の問題、個人責任の問題、共同謀議の問題、事後法の問題、そういった問題を法律家ならざる一般大衆に理解さす為には、

随分苦心したつもりである。」⁽¹¹⁾

重光葵『巣鴨日記』 文芸春秋新社

1953年5月 447p

同『続巣鴨日記』 1953年12月 187p

(210.76-Si291s)

正編は1946年4月29日から1948年11月12日の判決言渡の日まで、続編は禁固7年の受刑者となった同年11月13日から1950年11月21日保釈されるまでの日記。4年間の動きを巣鴨プリズンの内部から綿密に綴った手記として資料的価値をもつ。

『秘録大東亜戦史 東京裁判篇』

富士書苑 1953年11月 305p

(210.75-H551)

朝日新聞社野村正男、共同通信社小沢武二等報道記者の筆になる東京裁判の回想と法廷秘話。

立野信之『東京裁判』角川書店 1955

年11月 223p (角川小説新書)

(913.6-Ta933t2)

雑誌『キング』(1953年1月~12月号)に連載されたものをまとめた小説。

野村正男『裁かれた日本』角川書店

1956年4月 214p(角川新書)

(210.75-N934s)

『秘録大東亜戦史 東京裁判篇』の一部として掲載されたものに加筆。

菅原裕『東京裁判の正体』

時事通信社 1961年10月 333p

(329.49-Su685t)

著者は、元東京弁護士会会長であり、当時荒木貞夫被告担当の主任弁護士。1953年秋に書かれたが、筐底にし

まわれ、1961年になって出版されたもの。「戦争裁判は指導者の懲罰を名とする直接復讐である」(自序)という立場から書かれ、戦争裁判の意義、文明の冒瀆、主な争点、世紀の大論争、審理状況、証拠物語、判決批判、天皇問題、アメリカ人弁護士団、インドの哲人パール判事、荒木被告の見識、解脱した東条被告、大川博士の名演技、マッカーサー元帥論、東京裁判の反省と将来への希望の15章からなる。

植松慶太『極東国際軍事裁判—これが文明の審判か—』

人物往来社 1962年8月 333頁

(329.49-U312k)

「この本は、東京裁判の内容に、法律的解剖を加えたものではありません。その審理の過程の中から、いかにも腑に落ちかねる箇所をいくつか取上げてその不合理を考えてみたものです。」(著者あとがき)

清瀬一郎『秘録 東京裁判』

読売新聞社 1967年3月 277p

(329.49-Ki345t)

著者は、当時日本人弁護士団副団長で、東条英機被告の主任弁護士。1966年8月から12月にかけて読売新聞に「東京裁判の思い出」と題して連載されたものをまとめたもの。内容は、終戦時の表情、東条自決、無条件降伏に非ず、裁判の開始、裁判手続き、弁護人らの関心事、検察側の想定、冒頭陳述とその批判、立証された事実、不可解な事件、裁判に現われた三つの日

記、歴史に残さるべき重大問題、東条口供書、そのころの生活、A級戦犯以外ではあるが、判決をどう受け取るべきかの16章からなる。

児島襄『東京裁判 上下』

中央公論社 1971年4月 上271p

下236p (中央新書) (A191-3)

『中央公論』(1970年4月~1971年4月号)に連載されたものに、若干の補遺・訂正を加えたもの。公判速記録、刊行された各種の資料、関係者からの取材などの豊富な資料に基づいて書かれたドキュメントである。

田中正明『日本無罪論』新人物往来社

1972年7月 260p (GB531-22)

パール判決を中心とした東京裁判批判。日本無罪論、南京事件と原爆、米英のアジア侵略、真珠湾のからくり、世界連邦への道の5章からなる。

外国人の書いた東京裁判に関する主な凶書は、次のとおりである(排列は、その凶書の刊行年順)。

UP 東京特派員「20億円の裁判」

子供マンガ新聞社出版局 1948年11月

143p (a327-10)

UP 通信社東京支局の5人の特派員によるルポ。

ハンキー卿著 長谷川才次訳『戦争裁判の錯誤』

時事通信社出版局 1952年10月

278p (329.49-cH24sH)

重光葵と親しかったイギリスの著名な政治家で国際法学者である Hankey

卿の筆になる戦争裁判批判論。特に、第5章東京裁判 pp.143~158, 第6章重光 pp.159~191, 第7章東京の余波 pp.193~212は東京裁判に直接ふれている。原題は *Politics; Trials and Errors*.

ビュートー, R.J.C. 木下秀夫等訳

『東条英機 下』時事通信社 1961

年12月 332p (210.75-cB98t-K)

著者は、アメリカ有数の日本研究家。東京裁判関係は、第14章名誉の失われし時 pp.215~245, 第15章門を閉ざす時 pp.246~290, 第16章東条の運命 pp.291~329の各章である。

ティルトマン, ヘッセル著 加瀬英

明訳『日本報道三十年』新潮社

1965年12月 383p (210.7-cT58n-

K)

著者は、イギリスのジャーナリスト。東京裁判についての章「東京裁判の罪と罰」pp.262~271は一読に価する。

シーボルト, W.J. 野村賢三訳『日

本占領外交の回想』朝日新聞社

1966年3月 270p (210.76-cS44n-N)

著者は、占領当時GHQ外交局長等の要職にあった人。第8章戦犯裁判 pp.130~152はGHQの要人からみた東京裁判。原題は *With MacArthur in Japan*.

マイニア, R.H. 安藤仁介訳『勝者

の裁き一戦争裁判・戦争責任とは何か』

福村出版 1973年1月 (A191-5)

著者 Minear は、マサチューセッツ大学歴史学部の准教授。「われわれが東京裁判の誤りや不適切さに気づくことが、アメリカの対アジア、対日本、そして対インドネシア政策の諸前提を再考する助けになる」(まえがき)という立場から、米国の公文書館・議会図書館の資料や日本の資料を使ってまとめた東京裁判論。序説、東京裁判一裁判所条例、起訴状および判決一、国際法上の問題、法手続上の問題、史実に関する問題、裁判のあとでの6章からなる。原題は *Victors' Justice; The Tokyo War Crimes Trial.* (1971)

次に、図書の一部に掲載されている東京裁判関係の記述のうち、筆者が気がついたものを参考までにあげておこう(排列は、その図書の刊行年順)。

太田金次郎『弁護二十年』 中文館書店 1948年5月 246p (a 326-4)
侵略日本を裁く—東京裁判土肥原賢二元陸軍大将の弁護— pp. 160~207

住本利男『占領秘録 下』
毎日新聞社 1952年12月 184p
(302.1-Su777s)

東京裁判 pp. 157~182
筆者は当時毎日新聞政治部長。毎日新聞紙上に連載されたもの。

井上清『天皇制』東京大学出版会
1953年1月 254p (313.6-I 435t)
「極東裁判と天皇の戦争責任」
pp. 161~184
『歴史評論』の1948年9月号に掲載

されたもの。「日本の軍国主義者侵略主義者はいかにして、国民を戦争に引きずりこむことができたか。日本人のいつわらざる体験からすれば、それは、天皇の神聖なる御命令をもち出すことによってであった」(p.173)という立場から「天皇および天皇制国家機構、地主および資本家階級」(p.177)の戦争責任を追求したもの。

天皇の戦争責任については、フランス代表ベルナル判事の反対判決書「裁判所の手続に関する意見」の中でも次のようにふれられている。

「この不平等から起る結果は、天皇裕仁に関して、特に明白であり、また遺憾である。この裁判はかれが容疑者の一人と認めて差支えない者であったことを明らかにした。そして、かれが裁判にかけられなかったことは、もしかかれの件が違った標準で判断されるというのであれば、国際裁判はこれを行なう価値があるものであろうかという疑いを起させると共に、被告の弁護にとってははたしかに不利益となったのである。」⁽¹²⁾

戒能通孝「極東裁判」(『日本資本主義講座I』岩波書店 1953年9月 所収 pp. 385~396) (330.8-N688)

「判決の処罰理論そのものは、明かに革命裁判の法理であった。けだし判決は既に『平和に対する犯罪人』を処罰する国際法があったという前提に立って裁判しているが、しかし事実上の問題としてみれば、今ですら戦争犯罪人処罰条約は、恐らく国際法として成

立しないほど多くの難点をかかえている。そうなると判決は既存の国際法によったというよりも、むしろ民主主義革命戦争の一部として、革命の敵に当る一部の人を追放する企てだったことは自然である」(p. 395) という立場から、「東京裁判が国内の革命裁判として実現されず、外国裁判として行われてきたことは、必然的にその限界を規定した」(p. 394)としつつも、その成果は成果として認める必要があることを強調している。

鶴沢總明『法律哲学』明治大学出版部
1954年9月 577p (321.1-U978h)
第5編「極東国際軍事裁判と法律哲学」pp. 427~577

川上敬逸「極東国際軍事裁判の予備的法律諸問題と侵略戦争についての梗概」(『中谷教授在職三十年記念論文集』1960年3月 所収pp. 317~338)
(320.4-Ka479n)

林逸郎編著『敗者』二見書房 1960年
10月 298p (915.9-H371h)

「勝者の裁判」pp. 157~193

橋本欣五郎被告担当の主任弁護人であった著者の筆になる東京裁判に対する批判的感想。

広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅』
1966年12月 646p (289.1-H571)
第8編「東京裁判と広田」pp. 373
~561

朝日ジャーナル編『昭和史の瞬間
下』朝日新聞社 1966年7月 382p

(210.7-A839s)

“文明”の名において—極東裁判—
(白井勝美) pp. 220~229

東京12チャンネル報道部編『証言
私の昭和史6』文芸書林 1969年12
月 329p (GB511-1)
ビー・サイレント!—東京裁判開
廷す—(高柳賢三, 野村正男, 清瀬一
郎, 佐藤賢了) pp. 104~115

戦争裁判の一般論・東京裁判につい
ての雑誌論文や外国語文献, あるいは
法廷に提出された木戸日記や原田日記
などの資料について記したいことは多
いが, 頁数の関係で, 次の機会に譲り
たい。

注

- (1) 丸山真男『現代政治の思想と行動 上
巻』p. 88
- (2) 滝川政次郎『東京裁判を裁く 上』
p. 10
- (3) 菅原裕『東京裁判の正体』p. 128
- (4) 朝日新聞法廷記社団『東京裁判 上』
p. 896
- (5) 同上 pp. 896~897
- (6) 児島襄『東京裁判 下』p. 66
- (7) 朝日新聞法廷記者団『東京裁判 下』
p. 32
- (8) 『共同研究 パール判決書』序p. 1
- (9) 清瀬一郎『秘録 東京裁判』p. 69
- (10) 同上 pp. 69~70
- (11) 「滝川政次郎教授退職記念講演録—東
京裁判を中心として—」『国学院法学』
8巻4号 (1971年3月)
- (12) 前注(7) p. 211
(すみたに・たけし 法律政治課主査)